

一般社団法人幕張ベイタウンまち育てサポート 定 款

平成26年7月21日制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人幕張ベイタウンまち育てサポート と称する。

2 当法人の英文名称は、MAKUHARI BAYTOWN MANAGEMENT SUPPORT とし、略称を「MBMS」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市美浜区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、21世紀にふさわしいまちづくりを目指して整備された幕張新都心住宅地区（以下「幕張ベイタウン」という。）の優れた景観、安全で快適な都市環境及び質の高い都市機能の維持・向上を図ることによって、幕張ベイタウンの住民等の共通の利益を増進することを目的として設立した「幕張ベイタウン協議会」が企画・立案する事業の支援・実施を通じて幕張ベイタウンにおける地域マネジメント等のまち育て活動を推進し、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、幕張ベイタウンにおいて次の事業を行う。

- (1) 幕張ベイタウン協議会が企画・立案する幕張ベイタウンにおける都市機能や居住環境の維持・向上、街並景観の保全及び地域マネジメント等のまち育て活動の支援・実施
- (2) 幕張ベイタウン協議会ニュースの発行等各種まち育て活動等に関する情報発信
- (3) 指定管理者制度に基づく打瀬公民館（幕張ベイタウン・コア）の運営の受託
- (4) コミュニティ活動拠点施設の整備
- (5) 公共施設の維持、管理及び整備の受託
- (6) 駐車場の運営・管理
- (7) 賃貸店舗の保有又は受託による運営
- (8) 賃貸住宅の保有又は受託による運営
- (9) 地代徴収及び納付、建物譲渡及び譲受承諾、デフレーター（物価指数）の確認及び地代変更額の通知等の土地転貸借業務の受託並びに土地転借権の継承
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (11) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同し、入社した個人及び団体とする。

(入社)

第6条 当法人の社員となろうとする者は、理事会が別に定めるところによる所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 当法人は、当法人の目的を達成する上で特に必要と認めるときは、社員総会の議決を経て、当法人の行う事業に要する費用の全部又は一部の負担を社員に求めることができる。

3 既納の会費は、社員の退社の場合においてもこれを返還しない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。但し、退社の1ヶ月以上前に、当法人に対して退社の旨の予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則及び社員の義務に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 当法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて随時開催する

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前までに各社員に対して発する。
- 3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができ、この場合、代表理事は理事会の決議に基づき、3週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 社員の除名
 - (4) 解散
 - (5) 合併及び事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
 - (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事(副理事長、専務理事及び常務理事)とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員及び幕張ベイタウン協議会会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終

結の時までとする。

- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 役員解任の決議の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の他、臨時に特別な業務を行った理事及び監事に対しては、その対価として報酬等を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から理事長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、第16条の規定を準用する。ただし、特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行う事ができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が、精算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第43条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	遠山 孝行
	伊藤 正昭
	鎌倉慶一郎
設立時代表理事	遠山 孝行
設立時監事	高橋 榮壽

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第44条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

千葉県千葉市美浜区打瀬2丁目12番地パティオス5番街411号

設立時社員 遠山孝行

千葉県千葉市美浜区打瀬2丁目16番地パティオス17番街415号

設立時社員 伊藤正昭

千葉県千葉市美浜区打瀬2丁目14番地パティオス11番街322号
設立時社員 大屋 道夫

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。